

会 議 要 旨

会議名	平成28年度 第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	平成29年2月8日（月） 10:00～11:00
開催場所	館山市役所 本館2階会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員（9名） 事務局（6名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	3名
会議概要・結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1)水道料金の改定率について 更なる経費削減を前提としながら、3年から5年先を見込んだ給水収益の5%増加を上限とする改定率とする。 (2)水道料金の体系について 現行の逡増型を維持しつつ、使用量の多い方々について考慮する。 (3)その他 中間答申原案については、委員長、副委員長及び事務局で作成し、原案がまとまった段階で事務局から各委員に説明し、意見がまとまり次第再度会議を開くことなく中間答申を作成し企業長に提出することとした。 経営戦略を作成中であり、作成ができた後、各委員に示す。

平成28年度 第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成29年2月8日(水) 10時00分～11時00分
- 2 場 所 館山市役所 2号館2階会議室
- 3 出席委員 佐野 義雄(副会長), 寺澤 利郎, 石井 敬之, 今井 義明
大和地 紀昭, 黒川 憲治, 渡辺 静夫, 吉川 進, 田邊ひとみ
計 9名
- 欠席委員 石井 久治(会長)
- 三芳水道企業団 事務局 長 永井 茂樹 総務担当次長 鈴木 誠
施設担当次長 石井 良市 総務係長 小倉 栄寿
業務係長 井上 英介 業務係員 渡邊 秀樹

- 審議会次第 1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
(1) 水道料金の改定率について
(2) 水道料金の体系について
(3) その他
4. 閉会

- 会議資料 1. 平成28年度第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第及び席次表
2. 参考資料1 関係市補助金
3. 資料1 三芳水道企業団水道事業運営審議会の前回までの進捗と今回の審議について
4. 資料2 「水道料金の改定率について」
5. 資料3 「水道料金の体系について」

会議録

発言者	発言内容
事務局 (進行)	<p>定刻になりましたので、只今から平成28年度第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに出席委員数をご報告いたします。本日は、石井久治会長から欠席のご連絡をいただいておりますので、10名の委員のうち9名のご出席をいただいております。三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立しております。また、同条例第5条第4項の規定に基づき会長不在の場合につきましては、副会長が会長の職務を代理することとなっております。つきましては、本日は、佐野副会長が石井会長の代理で会議を行いますので、ご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者数は3名でございます。それでは、佐野副会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。佐野副会長、よろしく願いいたします。</p>
佐野副会長	<p>ただいまご紹介いただきました副会長の佐野でございます。事務局からお話がありましたとおり、石井会長が今日欠席という事で、私が代理で挨拶をさせていただきます。本日はご多忙のところ、第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>第4回会議におきましては、事務局から今後の進め方や水道料金の改定方針について提案があり、3月中に、中間答申をする事で、決定いたしております。</p> <p>本日は、前回、事務局から提案のあった水道料金の改定方針のうち、今回審議することとなっていた、料金の改定率と従量料金の体系について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>本日ご審議いただいた後に、これまで審議していただいた事柄について、取りまとめて、企業長に対し中間答申を行う予定でございますので、活発なご意見をいただけますよう、ご協力をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局 (進行)	<p>それでは、議事に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。会議資料は、5点ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議次第と、席次表が両面印刷のもの 2. 第5回三芳水道企業団水道事業運営協議会 参考資料1 関係市補助金 3. 第5回三芳水道企業団水道事業運営協議会 資料1 <p>ですが、タイトルが三芳水道企業団経営審議会となっております。おそれいりますが、経営の部分を水道事業運営に訂正願います。申し訳ありませんでした。改めまして、資料は、「三芳水道企業団水道事業運営審議会の前回までの進捗と今回の審議について」でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 資料2 「水道料金の改定率について」 5. 資料3 「水道料金の体系について」

以上で、ございます。不足している資料がございましたら、お申し出ください。お手元に資料が揃っているということで、進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事進行につきましては、「三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第1項及び第5条第4項の規定により、副会長が議長となることとなっております。佐野副会長、よろしくお願いたします。

議長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

はじめに、議事の1「水道料金の改定率について」事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、シミュレーションについては、プロジェクターで説明する前に、このシミュレーションの前提となっている補助金について説明させていただきます。以前から、三芳水道企業団としては、館山市及び南房総市、千葉県から補助金をいただいて、経営をしているところですが、以前も説明しましたとおり、南房総市から補助金を削減したいとお話があります。それに沿って、皆様に何案か説明させていただいていたところですが、今回新年度、29年度予算を編成するにあたり、再度詳細について、詰めた協議をしたところですが、

その結果について、お話しをさせていただきます。この補助金につきましては、企業団といたしましては、当然のことながら、新年度予算を組むにあたりまして、現況の補助金を維持していただきたいという事で、両市をお願いをしています。その補助金の現状といたしますが、補助金算定の式があるのですが、その算定したものを限度額といたしまして、現在それに対して3割を減額したもので補助金をいただいているのが現状です。しかしながら、南房総市さんから、南房総市は市の水道部も運営していますが、南房総市の水道部に対して減額するので、三芳水道にも、同じ割合で減額して欲しいとお話がありました。

それが、以前何案かお話ししたもののなのですが、それにつきまして、結果的に限度額に対して4割の減をお願いしたいという事でお話がありました。

結論を言いますと、4割といたしますが、今まで3割ですので、今までより更に1割補助金が減るといいう形になるというところがございます。

三芳水道企業団は、二つの市で構成して、補助金について規約で定められているところですが、その定められている規約によりまして、その割合でいいますと、片方が減額したいと言いますと、もう片方も同じ額になるという結論になってしまいます。館山市さんにもお話ししたところ、館山市さんは、頑張って現況どおり出したいよという話は頂いたのですが、その規約がある関係で、結果的には、どちらも一割減し、4割カットという事で補助金、収入を組む形になります。

その時期といたしましても、29年度の予算でご相談したのですが、概ね料金を考えるのが30年頃と話をしていたところですが、減を行うことを29年度、来年度から、この体制でお願いしたいという事でお話がありました。そのために、結果といたしまして来年度から、補助金については、限度額に対して4割カット、今よ

り1割減るという形で予算編成をしたところでございます。29年度予算につきましては、この3月にあります三芳水道企業団議会にて審議する予定となっております。

それに併せまして、今回のシミュレーションも反映したところでございます。

その結果を、みなさまのお手元にある参考の資料に、一覧表がございます。29年度から館山市が2,050万円程減、南房総市が439万円程減、トータルで2,490万円程の補助金の減という事で来年度から実施する予定でございます。

この年度を29,30,31年度とずっと見ていきますと、その減額される金額が動いていきますが、動いているのは、算定式がありまして、それで計算するために、元の金額が動いているために動いているという事で、基本的に4割の減という事で、これからやっていくという事で、前回のシミュレーションも作成されているところです。以上が、この前提となっているところの説明でございます。

これを前提といたしまして作ったものを、これからご説明させていただきます。

以上でございます。

事務局

－事務局より説明

議事の1「水道料金の改定率について」

(資料1 三芳水道企業団審議会の前回までの進捗と今回の審議について
南房総市の財政収支計画(第2回審議会資料の抜粋)

資料2「水道料金の改定率について」)による。

議長

事務局ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見やご質問がございましたら、挙手でおねがいたします。いかがでしょうか。ありませんか。

事務局

事務局から、こちらの表につきまして、ご意見を述べさせていただきたいと思っております。

企業団といたしましては、なるべく料金改定はしたくないという方向ですけれども、どうしても財政収支計画上、収入が足りなくなってしまうという事で、料金改定は、やむを得ないという事で以前の会議まででもご確認をいただいているところです。こちら6割の繰出しの場合の表を中心にご意見を述べさせていただきます。

このように経営の方はどうしても、このまま6割の繰出しに削減してしまいますと、どんどん赤字になってしまうという事になっております。

また5%料金改定をした場合にも、33年頃には、損益もしくは留保資金についても、目標の額を下回ってきてしまうという事になっています。

10%改定すれば経営は安定して、このように推移していくという事で示されているという事でございます。

それと参考までに、先ほどお示ししました補助金関係をいつもどおり貰えたとしても、同じように料金改定しなければ、31年頃からは赤字に転落、5%改

定しても5、6年先には赤字に転落してしまう。10%改定については、潤沢な安定した経営をできるという事で、ご説明したところですが、今まで申し上げましたとおり、平成30年度の覚書締結をはじめとしました、末端供給事業の統合の事もございます。これに際しまして、長期的に、平成35年までの経営を安定させて料金を改定する方法もあるとは思いますが、ここで統合を見据えておりますので、ここまでとりあえず経営を安定させる改定にすればよろしいのではないかと、企業団の方では考えているところでございます。

先ほど説明しましたとおり、料金改定率5%で平成32年頃までは黒字で推移させ、内部留保の方も目標とする10億円を下まわらないという程度で経営をさせていただく。

その間に、統合の話が、どうなるかという所で、またそこで料金の事について協議をして、また上げなければいけないとか、このままで良いとか、また合併によって料金の体系も変わってくると思っておりますので、今回については、料金改定5%以内という事で、改定させていただければ良いのではないかと、この所でございます。

10%ですと、やはり1割という事で、かなり大きな負担にもなってしまうという事もございます。また5%という、ちょっとパーセントで示すとはっきりしないところですが、月あたり10m³、20m³のご使用の方が生活用水で多く使っている方ですが、その方は、月に直しますと、100円から200円程度の値上げという事で、試算がされている所です。

また以前にも、こちら示しましたが、県内の料金の順位ですね。現在こちらの表は平成26年度末ですが、県内22番目、南房総市さんと同じところ、だいたい真ん中よりちょっと高い所ぐらいにいます。

5%料金改定した場合は、少し5番程度上がって、17番という事で、さほど変わらないかなという所でございます。

企業団の意見としては、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

事務局

少し補足させていただきます。

今末端統合の事をお話しさせていただきましたが、まったく今の段階では未確定です。と言いますのは、前にお話ししましたが、平成27年、28年におきまして各事業体の基礎調査という事で資料集めをしています。それを基にしまして29年度に統合した場合、今はエリアとしては安房を前提としています。

安房というのは、三芳水道企業団と南房総市、鴨川市、鋸南町です。その4つがもし一緒になったら、どうなるかという事の構想を来年度、今年まで調べた資料を基にして来年度作る予定です。

それによって、その段階で、統合するメリットがあるかないかというのも見えてきます。また、それぞれの自治体の考えもあると思しますので、29年度の基本

構想ができた段階で、30年度に、先ほど言った覚書というのがあったのですが、覚書を交わすという所が、基本構想の資料を見て、じゃあこれから本気で統合を考えようかという意味判断をするのが30年度という事です。

ここでもし、基本構想を見て合併しても意味がないなという事になれば、合併は無くなります。

逆に言えば、ここでみんなが「合併に向けて頑張ろうね」という事になれば、ここで本格的に始まるという事です。

まだ今の段階では未確定ですが、こういう流れで動いていますので、こういう流れがあるという事でお考えいただければと思います。

やるとなると、もうぐずぐずはしてられないという現状もあります。それが一番下の黒い帯があるところですが、これが統合すると国が支援するという国の補助金の制度があるのですが、その補助金は、いわゆる平成の大合併をやった時と同じで期限を切られています。国の方から。それが平成35年までに国に意思表示をしないと、この補助金がもらえないという状態になっております。

ですから、統合するにあたっては、補助金を貰わないと、県南の水道企業体は、みんな経営が苦しい状態にありますから、苦しい同士が一緒になれば、もっと苦しくなる訳ですから、この補助金をあてにしなければいけないという状況がありますので、ぐずぐずはしてられないという事もあります。

そういう事があるので、まったくこの統合という話が夢物語ではない。

やるかやらないかを決断しなければいけない時期があるという事で、今話をしたところでございます。

そういうものが、この2、3年先に構えているという事で、料金体系についても、本来我々としては、一番安定していく1割料金改定すれば、安定していくのですが、もしそれが統合するよという事になった場合、経営状態がまったく変わりますので、はじめから1割いただいて、使用者の方に大きな負担をかけて、もし統合になった場合それが過大な負担となる可能性もあるという事ですので、シミュレーション上で当面の3、4年の黒字が見込まれる5%の料金改定で頑張ってみてはどうかという考えが事務局の意見です。

さらに、事務局である我々としましても、ただ黙っているのでは無くて、さらなる節約、経費節減も行います。また、今の社会情勢が色々と変わってきている中、円高ですとか、燃料費の関係がかなり動いております。

その燃料費について関係がある、電気代ですけれども、それが、具体的に言えば燃料調整費というお金が掛かっているのですが、それが今現在はかなり下がっています。そういうものが動けば、経営状態も今のシミュレーションと変わってくる可能性もあります。

国の示した中でも、料金改定する際の見通しは3～5年という事を言っております。ですから、我々としても5%の料金改定で頑張っていくのが良いのかなというのが事務局からの考え方でございます。以上でございます。

今事務局から提案ございました改定率5%ということですが、これにつきまして、ご意見やご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

委員

今事務局からお話しをいただきましたが、私は個人的には改定率5%で良いのではないかと考えます。というのは、5%にしておいて、また統合計画があり、統合が夢物語に終わらないというのを期待しまして、統合の線で行ってもらうのが、私は一番ベターな線だと思っております。

事務局提案に私は賛成いたします。

議長

他にご質問ございますか。

委員

私も5%改定、それでよろしいのではないかとと思うのですが、先ほど事務局から最初に、市の補助金が南房総市40%カット、館山市も規約から同様になると説明がありました。館山市は、従来通りやってもいいというようなお話があったと聞きましたが、その経緯を説明してください。

ただ規約があるから結果的に館山市も40%カットと言うことかと思えます。出してもいいと言ったのでしょうか。

事務局

館山市についても、議員さんの立場で財政事情をよく御存じとは思いますが、館山市としましては、水道は生活に密着したものなので、財政は厳しいけれども、できるだけ努力するという話で、現況どおり出してもいいという話をいただいております。

また南房総市さんも、水道は生活に密着しているという事は十分承知の上なのですが、やはり南房総市の行革の中で、やはり南房総市の水道局に対して、今まで補助金を出していたものを、大幅にカットするという話でした。それが具体的に言うと、1億4千万円くらいになったというような話を聞きました。

そういう形で南房総市の水道局にも頑張らせるので、三芳水道についてもお願いしたいという事でお話がきたところです。

そうなりますと、結果的に南房総市としては、市としての行革の全体的な流れとして、平等というのですかね、自分のエリアの中で、企業体が2つあるのですけれども、同じような状態で経営をお願いしたいという話でした。そのことについては、南房総市からは、強い意見をいただきました。

それをいただいて、結果的に、三芳水道企業団を構成するにあたり、南房総市と館山市の議会の議決を得て作った規約というものがあります。

その中で、今言った2つの構成市の負担割合というのが何割何割という事で決まっておりますので、どちらかに引っ張られてしまいます。貰いたくても貰えないという状況がございます。

その結果、館山市からの補助金も、我々としてご辞退申し上げたという事になっております。

その影響がどうかというと、先ほどグラフを見せたところですが、今までも補助金算定限度額より3割削減されておりました。いきなり4割削減というと大

騒ぎになりますが、今まで3割削減でしたので、それで頑張ってきたという経緯もあります。あと1割です。1割の違いで、先ほどグラフでお示したとおり、今まで現行どおり補助金を頂いても、結果的に今の給水原価で、収益が下がっているというのは事実ですので、この料金改定については、ほとんど影響がどうか、もうやらざるを得ないという状態でしたので、我々としても、経費節減をして頑張りたいという事で、新年度予算に組み込もうという事で考えているところでございます。

さらに今お話ししたような、水道事業体の大きな流れもありますので、アップ率についても、先ほど1割か5%という話だったのですが、そこから考えると、削減については、補助金が減額される事は、ほとんど影響がないという事でしたので、こういう形でやっていけるなという事で考えているところです。以上でございます。

議長 他にご意見、ご質問等ございますか。

それでは、皆様の意見や事務局からの説明を集約いたしますと、企業団の財政状況と水道事業体の統合の関連や、なにより、今回の改定については、水道は生活になくってはならない物であるため、急激な料金の増加は生活に大きな影響がある事なども考慮し、事務局の説明のとおり更なる経費節減を前提として3年から5年先を見込んだ給水収益の5%の増加を上限とする改定率という事によるのでしょうか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。

それでは、5パーセントの増加を上限とする改定率ということで、決定させていただきます。

ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、第2番目の議案である水道料金の体系について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 一事務局より説明
議事の2「水道料金の体系について」
(資料3「水道料金の体系について」)による

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご意見やご質問がございましたら、挙手で、お願いいたします。

逡増型と比例型という事で、多く使っている方については、大きな差が出ると

事務局

いう所ですが、その辺りいかがでしょうか。

ございませんか。

事務局としてのお考えは、いかがでしょうか。

それでは、私の方から、事務局としての意見を述べさせていただきたいと思えます。

こちらのグラフの方を使いながら、すこしご説明させていただきたいと思うのですが、比例といいますと、各段階同じご負担を、190 円ご負担いただくという事ですから、逓増型と比べますと、大口の需要者については、17万3千円も、実際には、かなり多くご負担いただいているのが現在の状況でございます。

逆に、下の方については、少しここで生活に考慮するという事で、低めな料金の設定をしているという現在の状況でございます。

ただ、この差については、少し下げるのがよろしいのではないかと思いますけれども、こちら件数を見ても、かなりこの下位の所についてはですね、件数かなり多くなっています。

もしこれを、こちら赤い方に揃えようという事になりますと、料金の影響を受ける方が、かなりの多く、全体の97パーセントの方に、影響してしまいます。

そういう事を考えますと、少々この比例という体系は、現実的ではないのかなというのが、企業団の意見でございます。

という事で、料金改定に際しましては、現在の逓増制というのは、維持していきたいという考えでいるところでございます。

しかしながらですね、何回も言っていますとおり、こちら高い段階におきましては、かなり多くのご負担を頂いているところでございます。このまま料金を改定するとなりますと、この方については、パーセントに応じた、またかなりのご負担をしいてしまう事になりますので、改定するにしても、料金を下げるという事にはならないとは思いますが、例えば先ほど決まりました5%、給水収益を5%上げるとなった時は、こちらの方は4%とか4.5%とかの上げ幅にして、下の方の上げ幅を、少し、6%ないし5.5%とか、そういう形で全体を改定できればなど、という所で、企業団は考えているわけでございます。

具体的に金額で、申し上げますと、大口で1パーセント改定しますと、平均で件数が少ないので、皆さんで平均を出しますと、だいたい4,500円程度、1パーセントの改定で上がるという計算になるのですけれども、その分どうしても、次のこの低い所ですね、小さい段階で負担していただく、5.5とか6%という事になるのですが、金額とすれば、やはり大きい件数で割りますので、15円程度それぞれの月でご負担いただければ、全体として給水収益を5パーセント上げたとしても、50円、60円多くご負担していただければ、良いかなということで、料金改定を考えていきたいと思っております。

なるべく、今申しましたとおり、金額的にみなさんが少なく、そして今多く使っている方については、いままでご負担いただいていたところを、すこしでも緩和できるような料金の改定を目指していきたいと思っております。

基本路線としては、現在の逓増制を維持しつつ、高い所については、料金アッ

プの率を少し下げ、低い所については、申し訳ございませんが、少しご負担をいただくという事で、こちらの方では料金の改定を考えていきたいと思っております。基本路線は逓増制をこのまま維持していきたいと考えているところでございます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明では、逓増制を維持していきたいという事と、大口の需要者には、ある程度考慮しようという提案がございましたが、これにつきまして、ご意見お持ちの方がいらっしゃいましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

少し補足になりますが、これにつきましては、先に南房総市さんからの提言の中にも、大口の方には考慮するという表現が入っていたところです。これは、南房総市に限らず、館山市もそうですが、今は単純な逓増型というのは、高度経済成長期に、節約ということが大きな目的としてあったところです。現在、逆に節水型が、強制的にというか、みなさんが節水という意識がかなり浸透しているところもありますので、昔ほど逓増型にこだわる必要はないのかなというのが一つございます。

それと、需要者の方の意見の中でも、例えば水産の加工業をやられる方ですとか、家畜業の方が、牛とかに水をやるのに、かなり水をご使用されています。

そういう御商売をやっている方に対して、先ほど言ったように、一定率でやりますと、かなりのご負担が増えるという事もあるので考慮していただきたいというのが、南房総市の審議会の中でも、そのような話を聞いたところです。

そこから考えますと、先ほどお話ししていましたように、例えば1,000㎡のところ、1パーセント下げて、現行料金を下げるという意味ではなく、5パーセント均一に上げるのではなくて、例えば5パーセントを4パーセントに変えると、今度その分をどこかで負担しないといけないわけですが、今まで安い料金だった97パーセントの方がいらっしゃるの、それをみんなで割って負担すると、場合によってはパーセントが出ないくらいの数字になると思います。

今ここで何%にしましょうではなくて、そういう基本方針を示していただければ、これから南房総市との料金体系の擦り合せもございまして、そこで詳細を決めていくというような形で考えておりますので、事務局としては、今話した内容で、できればなと考えております。

議長

何かご意見等ございますか。

委員

南房総市さんとも摺合せをする中で、そういう方法が取れば良いのではないかと思います。

委員

企業としては、節水等の努力はしてまいりますので、そういう方法を取ってい

ただけるのなら、一番良いのかなと思います。

議長

他にご意見ございますか。

それでは、皆様のご意見や、事務局の説明を考慮しますと、水道料金の体系については、現行の逦増型を維持しつつ、使用量の多い方々について考慮するという事でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。

それでは、そのような意見でまとめさせていただきます。

それでは、議事の2を終了いたします。

次に、議案第3「その他」を議題といたします。

委員の皆様から、何かご意見等ございましたら、挙手でお願いいたします。

何かご意見ございませんか。

事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局から、ご了解をいただきたいところなのですが、本日第5回の水道事業経営審議会という事で、今年度末を目標としております中間答申を作るために、内容の基本的な方針をお示しいただいたところです。

これにより、これから事務局が、中間答申の原案を作成していく事になります。この中間答申書の内容といたしましては、これまで審議いただいて本日結論を出していただきましたように、企業団としての収益を5パーセント増やすという内容までに留まったところです。

これを先ほど、料金改定の説明もしたところなのですが、個々の水道利用者の負担が、具体的に何パーセント増えていくかというのは、料金表を作るための前提条件ができたというのが、今の段階でございます。

このため、これを基にして中間答申を作るわけですが、本来ですと、中間答申の案ができた段階で、再度みなさまにお集まりいただいて、審議していただくというのが、本来の流れなのですが、今言ったように前提条件ができたという事も考えますと、みなさまお忙しいところ、できるだけご負担を軽減したいという事がありますので、今回の原案作成におきましては、委員長、副委員長、それから事務局に一任していただいて、原案がまとまった時期におきまして、事務局より個々に委員の皆様へ、郵送やご説明にあがって、ご意見を伺い、それで皆様のご意見がまとまり、了解いただいた段階で、再度会議を開くことなく、中間答申として作成し企業長に提出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

では、そのように、これから事務手続きを進めさせていただきます。よろしく

お願いします。

続けてお話しさせていただきます。

水道についての経営戦略というのが、また難しいものがあるのですが、これにつきましては、総務省が、公営企業は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしているということで、将来に渡ってもサービスの提供を安定的に継続することが可能になるようにという事で、この中長期的な経営の基本計画で、いわゆる経営戦略を策定しなさいよという事を言われております。

これは、期限はもう少しあるのですが、我々としては今年度中に作成したいと考えております。現在、我々も経営戦略について、今年度中、3月末を目標に作業を進めているところです。

この基本計画というのは、経営計画ですから、本来ですと審議委員の皆様にご色々説明をして、ご意見を伺って作っていくというのが流れだと思っておりますが、この経営戦略の内容が、今まで審議委員の皆様にご審議いただいた内容と同様です。

いわゆる経営状態の解析をして、それから将来を推測するというような内容になってきますので、おそらく作業している内容は、皆様にご示した資料をまとめている状況ですので、またそれを審議していただくというのも、大変ですので、今日基本方針が決まりましたので、それを基に後はまとめればよいという状態だと思いますので、この経営戦略につきましても、できた段階で皆様にお渡しするという事で、ご了解いただければと思います。

また、今回の答申は中間答申という事で、基本方針を決めていただきましたので、来年度については、料金表を作ったものを、皆様にお示しして、ご審議いただく形になりますので、その段階で経営戦略の内容をお話しもできるかと思っておりますので、経営戦略については、皆様にお渡しするという事で、ご了解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

先ほど、お話しがございましたが、中間答申をやって、次年度は本答申という事になってくるかと思っておりますが、次年度も1、2回の審議会を予定しております。

委員さんの中で、役員の改選等で変わられる事もあるとは思っておりますので、できれば引継の時に、その旨お伝えいただければと思います。

また、改選等もあるとは思っておりますので、4月に入ってから、その辺については、調整させていただきたいと今は考えている所でございますが、3月中になるかもしれません。そこは、ご連絡等しながら、調整していきたいと思っておりますので、ご了承下さい。

それと、報酬につきましては、今月末にお振込みする予定でございますので、ご了承下さい。また、先日マイナンバーにつきましては、短い期間で、ご照会させていただき、ご回答していただきまして、ありがとうございました。

源泉徴収票もお渡ししてあると思っておりますので、今年度の確定申告の際に、ご使

用していただければと思います。私からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、挙手で、お願いいたします。

委員

特にありません。

議長

中間答申の内容につきましては、事務局から説明がございましたとおり、改めて審議会を開くのではなく、文書で確認させていただくということ。

そして、会長、副会長、事務局で色々考慮いたしまして、企業長に中間答申を行うという事でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

他にご質問等ございませんか。

ないようでしたら、議事の3「その他」を終了させていただきます。

以上で、本日の議事を全て終了いたしましたので、議長の責を解かせて頂きます。ありがとうございました。